



クレジエンテ ビジネスルール

BUSINESS RULE

行動規範・行動規準 2016

株式会社クレジエンテ

内容

1、はじめに	4
2、クレジエンテ行動規範・行動規準	4
2.1. クレジエンテ行動規範	4
2.2. クレジエンテ行動規準	4
3. 会員登録	5
3.1 会員登録手続き	5
3.2 会員登録申請条件	5
3.3 会員登録申請の審査	6
3.4 禁止行為	6
3.5 会員登録の解除・喪失	7
3.6 法人登録	7
3.7 違反の共謀、誘発	7
3.8 複数の違反	7
3.9 規則の不正回避の禁止	8
3.10 資格切替	8
4. 会員の責任と義務	8
4.1 会員の義務	8
4.2 クレジエンテ商品の会員間での売買	8
4.3 店頭販売等の禁止	9
4.4 販売時の義務と禁止行為	9
4.5 書面の交付義務	10
4.6 中途解約・返品	10
4.7 法令等の遵守	11
4.8 違法な事業運営・活動の禁止	11
4.9 会員の説明責任	11
4.10 会員とクレジエンテとの関係	11
4.11 自由なビジネス活動	11
4.12 クレジエンテ以外でのネットワーク利用の禁止	11
4.13 クレジエンテ・ビジネスの妨害の禁止	12
4.14 健全な事業遂行	12
4.15 商品販売実績とボーナス	13
4.16 未承諾の広告メール	13
4.17 登録情報の変更	13
4.18 個人情報保護	13

4.19	所得申告	14
4.20	サロン利用	14
5.	セミナー開催	14
5.1	報告義務	14
5.2	記録の禁止	14
5.3	開催について	14
6.	ビジネス活動と販売活動	15
6.1	不当な勧誘行為の禁止	15
6.2	氏名の明示義務	15
6.3	重要事項の告知義務等	15
6.4	商品販売・ビジネスにおける禁止行為	16
7.	クレジエンテの商標などの使用	17
7.1	禁止される行為	17
7.2	会員の名刺	18
8.	資格の承継	18
8.1	死亡および相続	18
9.	ビジネス活動の確認	19
9.1	クレジエンテによるビジネス内容の確認	19
10.	違反に係る措置	19
10.1	制裁措置	19
11.	退会後の処分	19
12.	知的財産権の尊重	20
13.	ソーシャルメディアの利用に関する行動指針	20
	はじめに	20
13.1	ソーシャルメディアの活用について	20
13.2	基本方針	21
13.3	行動規準を守る	21
13.4	プライバシー設定が必要な情報	22
13.5	ネガティブコメントへの対応	22
13.6	個人情報の開示	22
13.7	透明性、信憑性を保ち、誠実であること	23
13.8	他人の経験や意見を尊重する	23
13.9	不特定多数への広告活動の禁止	23
13.10	評判を守る	23

1、はじめに

「クレジエンテ 行動規範・行動規準」は、クレジエンテがたくさんの方に愛され続け「ファン」を増やし、社会からの「信頼」を得るために、例外なく全ての会員が守らなければならないビジネス・ルールとなっております。

また、「クレジエンテ 行動規範・行動規準」は以下の内容を目的として定められています。

1. 会員およびクレジエンテ・ビジネスの保護
2. 健全なクレジエンテ・ビジネスの発展
3. 違反によって会社または他の会員との信頼関係を損なった場合の処分・罰則の明示

2、クレジエンテ行動規範・行動規準

2.1 クレジエンテ行動規範

- 2.1.1 クレジエンテに関わる全ての人の気持ち、立場を尊重し、誰からも信頼されるよう
に行動します。
- 2.1.2 法を順守し、円満な人格、率直さをもって、良き市民として常に責任ある行動をと
ります。
- 2.1.3 会員は、クレジエンテ商品およびクレジエンテ・ビジネスを他人に紹介する際には、
真実のみを正直に誠実な態度で説明します。
- 2.1.4 何よりもお客様を大切にします。
- 2.1.5 コンプライアンスを徹底し、公正で透明性のあるビジネス活動を行います。
- 2.1.6 クレジエンテ・ビジネスを通じて、社会貢献と環境保全に取り組みます。

2.2 クレジエンテ行動規準

- 2.2.1 この行動規準は、クレジエンテ・ビジネスと会員の行動に関する規則です。会員は、

健全なクレジエンテ・ビジネスの維持・発展のためにこの行動規準を誠実に遵守しなければなりません。

3. 会員登録

3.1 会員登録手続き

お客様に会員登録をして頂くときは、以下の手続きを行ってください。

- 3.1.1 クレジエンテ「概要書面」に基づき、十分な説明をしてください。その際、クレジエンテの会員になって頂くには、特定負担として商品の購入が必要となることを説明して下さい。
- 3.1.2 クレジエンテ「概要書面」の内容を十分に理解してもらった上で、「クレジエンテ会員登録申請書 兼 初回商品注文書」を申請者自身に記入して頂くか、オンラインシステム上の「申請フォーム」を申請者自身に入力して頂くようにしてください。
- 3.1.3 会員登録後に 3.3「会員登録申請条件」を満たしていないことが判明した場合、クレジエンテは会員登録を解除する場合があります。
- 3.1.4 会員として登録が完了した後、クレジエンテは、当該会員の会員番号・氏名・住所・電話番号・購入および返品実績等の個人情報を以下①～③の場合、第三者に提供することがあります。会員登録申請者に対しては、個人情報の提供について説明するとともに、「概要書面」に記載された「個人情報の取扱い」の記載内容を説明し、個人情報の取扱いに関する事前の同意を取り付けるようにしてください。
 - ①紹介者や同じグループの会員に対して提供する場合。
 - ②商品・サービス情報を提供する場合。
 - ③裁判所、警察、またはこれに準じた権限を有する機関から書面での照会があった場合。

3.2 会員登録申請条件

以下に該当する方は会員登録申請をして頂く事はできません。

- 3.2.1 20歳未満の方
- 3.2.1 学生の方（なおここでいう学生とは、高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専

門学校、専修学校（看護学校を含む）、各種学校、予備校に籍を置く方を言います。）

- 3.2.3 日本国内に在留資格のない外国籍の方、または在留資格があり日本滞在1年未満の方
- 3.2.4 組織暴力団関係者
- 3.2.5 成年被後見人、被保佐人、被補助人
- 3.2.6 懲役または禁錮の刑に処せられた方
- 3.2.7 公務員法等の関連法令や就労上の規定に抵触する方
- 3.2.8 3.5.2「クレジエンテが解除する場合」に規定するような状態にある方
- 3.2.9 3.1.4に規定する個人情報の取扱いについて同意頂けない方
- 3.2.10 過去にクレジエンテから解約措置を受けた方
- 3.2.11 その他、会員として適格でないとクレジエンテが判断した方

3.3 会員登録申請の審査

クレジエンテは、独自の判断で、会員登録の申請を受諾、または拒絶する権利を有します。会員登録申請者が他人名義（家族の名義を含む）または架空の名義、情報を使用して虚偽の申請を行う等申請条件に違反した場合、クレジエンテはこの申請を無効とします。また登録後にこれらが判明した場合、登録を解除することができます。

3.4 禁止行為

お客様に対しても会員に対しても以下のことを要求することは禁止されています。

- 3.4.1 クレジエンテ商品の購入を強要すること。
- 3.4.2 仕入れ・在庫・販売等のノルマを課すこと、強要すること。

3.5 会員契約の解除・喪失

3.5.1 会員が解除する場合

会員契約の解除は、いつでも所定の退会届に必要な事項を記入してクレジエンテに提出することにより可能です。なお、クーリング・オフの場合は、会員資格も同時に取消となりますので、退会届の提出は必要ありません。

3.5.2 クレジエンテが解除する場合

以下に該当する場合は、クレジエンテの判断で会員契約を解除することができます。

- ①クレジエンテの名誉を棄損し、また社会的信用を失わせる行為を行った場合
- ②刑法、特定商取引に関する法律、薬事法等の関連法規に違反するなど反社会的行為があった場合
- ③健全なビジネスを営む上でクレジエンテが不相当と認めた場合
- ④クレジエンテの定める禁止行為を行った場合。
- ⑤クレジエンテに虚偽の申告をした場合
- ⑥クレジエンテ取扱商品に類似する商品を、卸売、ダイレクトセリングなどの手段によって販売した場合
- ⑦クレジエンテ会員を他社ビジネスに勧誘した場合

3.5.3 理由の如何にかかわらず会員資格を喪失した場合、6ヶ月間は再登録することができません。またクレジエンテの判断により会員契約を解除された会員は原則として再登録できません。

3.6 法人登録

法人での登録を行う場合は、法人名と代表者名で登録されます。法人登録には、登記簿謄本の提出が必要です。なお、法人の代表者以外の方は、法人登録ができません。

3.7 違反の共謀、誘発

会員は、他人と共謀して「クレジエンテ 行動規範・行動規準」に違反したり、違反を誘発したり、あるいは他の会員に違反をさせたり、違反を促したりすることはできません。

3.8 複数の違反

違反行為によりクレジエンテより注意・指導・措置等を受けたときには、会員はただちにそれを改善してください。万一、改善することなく放置したり、繰り返して違反行為を起こしたりするなど改善がみられない場合、複数の違反行為を同時に起こした場合には、それらの行為は新たな違反行為となります。

3.9 規則の不正回避の禁止

「クレジエンテ 行動規範・行動規準」を不正に回避しようと試みることを禁止します。不正回避とは「クレジエンテ行動規範・行動規準」上、形式的には違反していないものの、その行為が以下のすべてを満たすとクレジエンテが判断する場合をいいます。

- ① 「クレジエンテ 行動規範・行動規準」の違反または適用を回避するのが主たる目的であること
- ② 「クレジエンテ 行動規範・行動規準」の趣旨や目的に反すること

3.10 ビジネス会員と愛用者

会員資格には、「ビジネス会員」と「愛用者」とがあります。「ビジネス会員」として登録する場合には、「クレジエンテ会員登録承諾書」の提出が必要となります。同承諾書の提出がない場合は、コミッションを取得することができません。また「愛用者」の方はタイトル昇格およびボーナスの受給はできません。これらの会員資格は、変更届をクレジエンテに提出することにより、いつでも変更が可能です。

4. 会員の責任と義務

4.1 会員の義務

会員は、クレジエンテ会員規範・「クレジエンテ行動規範・行動規準」、その他の諸規則を厳守しなければなりません。かかる規則が変更され、クレジエンテから広報物、ホームページ等を通じての変更の通知があった場合にも、これを厳守しなければなりません。

また、すべての会員はクレジエンテの理念を実行し、誠実かつ公正なビジネスを行わなければなりません。

4.1.1 系列上位の会員は、系列下位の会員が法令並びに「クレジエンテ 行動規範・行動規準」を遵守していることを見守り、万一違反があれば直ちに改めさせ、その違反事実を、直ちにクレジエンテに報告しなければなりません。

4.1.2 会員は、クレジエンテが行うビジネス活動に関する調査に対し、クレジエンテから協力要請を受けた場合には直ちにこれに応じなければなりません。また、ビジネス活動に関わる調査のため、クレジエンテより所定の書面の提出を求められた場合には直ちに提出しなければなりません。

4.2 クレジエンテ商品の個人間での売買

会員間または会員でない方に対しても、個人間でのクレジエンテ商品の売買は一切禁止さ

れています。

4.3 店頭販売等の禁止

商店、バザー、インターネット（例：オークション）などでクレジエンテ商品を販売、陳列、展示、宣伝することや、かかる行為をする第三者にクレジエンテ商品を販売することを禁止します。

4.3.1 物品の販売を行う商店以外の店舗等（例：理髪店・美容院・治療院・飲食店など）で、各店舗等の顧客として訪れた人に対し、クレジエンテ商品やサービス関連情報、販促品、資料等の展示や提供等のビジネス活動を行ってはなりません。会員が自ら店舗等を所有するか、店舗等で勤務するときにも、クレジエンテ商品の販売と店舗等の営業は別に行い、クレジエンテ商品の販売においては、店舗等を持たない他の会員と同様の販売方法で行わなければなりません。

4.3.2 クレジエンテ・ビジネスに関して不特定多数に向けた広告、宣伝、勧誘等（例：チラシの配布、インターネットのホームページやソーシャル・ネット・ワーキング・サービスを利用しての勧誘活動や、「クレジエンテ商品売ります」と広告を掲載すること、電話帳の氏名の前に「クレジエンテ会員」という肩書を載せること）を行ってはなりません。

4.4 販売時の義務と禁止行為

会員はクレジエンテの商品やサービスを勧めるときには、クレジエンテの提供する各種の資料に従って正確な情報を提供しなければいけません。また商品ラベル等に表示されている使用方法や使用上の注意、用途を説明しなければなりません。

以下のような行為は禁止されています。

4.4.1 事実でないことを告げること。（例：商品の品質について最高・超一流の商品・無公害などの誇大な表現を使うこと）

4.4.2 重要な事実を告げないこと。（例：クーリング・オフが利用できることを故意に告げずに販売すること）

4.4.3 威迫したり、困惑させたりすること。（例：むりやり購入を迫り、購入しない危害を加えられるのではないかと不安にさせたり、戸惑わせたりすること）

4.4.4 迷惑を覚えさせるような行為をすること（例：商品の購入をしつこく勧めるこ

と)

- 4.4.5 相手の知識、判断力、経験や財産の状況に照らして不相当と思われる販売活動を行うこと。
- 4.4.6 実際の需要の伴わない発注や発注操作等を行うこと（例：他人の名義で発注すること）。また、そのような行為を勧める、もしくは要求すること。
- 4.4.7 他系列の会員に対して商品を販売すること、また、他系列の会員から商品を購入すること。
- 4.4.8 他社およびその商品、サービスを誹謗・中傷したり、それらのイメージを傷つけたりするような行為をすること。）
- 4.4.9 自家使用また自家消費のみを目的としたクレジエンテ商品を小売りまたは再販すること。
- 4.4.10 返品可能期限が切れた商品、または返品可能期限内であっても消費期限が切れた商品を小売りまたは再販すること。

4.5 書面の交付義務

初めてクレジエンテのビジネスについて説明する際は、「概要書面」を必ず交付し、クーリング・オフ（お客様が契約の申込または契約を締結し、「契約書面」を受領した日か、購入した商品を受け取った日のいずれかの遅い日から起算して20日間は一切の不利益を被ることなく無条件で申込の撤回または契約の解除ができる制度）を含む返品に関する規定などの全ての重要事項を説明しなければなりません。また会員登録（契約）前に必ず紹介者が「概要書面」と「クレジエンテ会員登録申請書 兼 初回商品注文書」（お客様控え）を交付してください。

4.6 中途解約・返品

会員は、クレジエンテ商品を販売したお客様から中途解約・返品の要望があったときには「中途解約・返品ルール」にもとづき手続きをするよう勧めて下さい。

- 4.6.1 中途解約・返品に関しては、統括者であるクレジエンテが連帯して債務を負うこととします。

4.6.2 中途解約や返品のお申出に対し、拒否したり返品等ができないかのような誤解を与えたりするような説明をしてはなりません。

4.7 法令等の遵守

会員は、クレジエンテ・ビジネスを行うにあたり、特定商取引に関する法律、割賦販売法、薬事法、その他の関連法令を遵守しなければなりません。また犯罪など社会的秩序に反する行為を行ったり、会員やクレジエンテの評判、イメージを傷つけるような行為を行ってはなりません。さらに会員は、誠実で正直な態度でクレジエンテ・ビジネスを行い、常に相手の立場を尊重し、真摯な態度で対応しなければなりません。

4.8 違法な事業運営・活動の禁止

クレジエンテ・ビジネスと無関係なものであっても、会員が違法な事業を運営したり、従事、参加したりすることを禁止します。

4.9 会員の説明責任

会員は、クレジエンテ商品およびクレジエンテ・ビジネスを他人に紹介する際には、真実のみを正直な態度で説明するものとします。

4.10 会員とクレジエンテとの関係

会員は、クレジエンテやその関連企業と雇用関係を従業員ではなく、独立した事業主となります。

4.10.1 販売活動の際には、クレジエンテとの関係について、正しく理解されるよう十分な説明をしてください。

4.10.2 クレジエンテと雇用関係にある、または代理人である等の誤解を与える説明をすることはできません。

4.11 自由なビジネス活動

ビジネス活動の際には、クレジエンテ・ビジネスは誰に対しても独占的なビジネス活動の権利を与えるものではなく、またすべての会員はそのビジネス活動において活動地域の制限を受けないことを正しく説明して下さい。

4.12 クレジエンテ以外でのネットワーク利用の禁止

クレジエンテのネットワークは、クレジエンテ・ビジネスを紹介していくためのクレジエンテ固有の財産であり、会員はこのネットワークを他の目的に利用したり、このネットワ

ークに関する情報を第三者に開示したりすることはできません。以下のような行為は禁止されています。この禁止規定は退会後も効力を有します。

4.12.1 クレジェンテ商品以外の商品または役務を他の会員またはお客様に勧めたり販売したりすること。

4.12.2 クレジェンテ・ビジネスに関係のない活動（政治・宗教・他社ビジネス等、ただしこれらに限りません）のために、クレジェンテのネットワークを利用すること。

4.12.3 クレジェンテのネットワークを利用してクレジェンテ・ビジネスまたは他の会員を誹謗・中傷・侮辱すること。

4.13 クレジェンテ・ビジネスの妨害の禁止

以下のような行為は禁止されています。

4.13.1 クレジェンテ、クレジェンテ・ビジネスまたは他の会員を誹謗・中傷すること

4.13.2 他の会員に対し、「クレジェンテ 行動規範・行動規準」を違反させたり、違反を促したりすること。

4.14 健全な事業遂行

クレジェンテは会員が以下の状況にあると判断した場合、その会員契約を解除することがあります。

4.14.1 財産状態が著しく悪化した場合（破産の申し立て、支払不能、手形、小切手の不渡り、仮差押え・仮処分・強制執行を受けた時、または滞納処分による差押えを受けたとき、クレジェンテに対する既払いボーナスの返還債務等の債務が定められた期限内に弁済されないとき等）

4.14.2 成年後見制度の適用を受けるに至った場合等、健全なクレジェンテ・ビジネスの継続が困難になった場合

4.14.3 クレジェンテ・ビジネスを健全に運営するために必要な理解や判断を行うことができないと、クレジェンテが判断した場合。

4.15 商品販売実績とボーナス

会員は、クレジエンテが定めたボーナス・プランに基づいて、その実績に応じたボーナスを受け取ることができます。クレジエンテ商品の返品があった場合には、クレジエンテは「返品ルール」に従って、返品者ならびにその系列上位の会員のボーナスを調整(相殺)します。また不要在庫を持つことは禁じられています。

4.16 未承諾の広告メール

承諾を得ていない相手に対してクレジエンテ商品またはクレジエンテ・ビジネスの広告にあたる電子メールを送ることはできません。

4.17 登録情報の変更

登録情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス等)に変更があったときには、速やかにクレジエンテ所定の方法で届け出てください。

4.18 個人情報保護

クレジエンテ・ビジネスによって知り得た個人情報(クレジエンテから提供を受けた個人情報を含み、以下「個人情報」という)の取り扱いについては、以下の事項を遵守しなければなりません。この規定は退会後も効力を有するものとします。

- 4.18.1 個人情報を取得する際には、クレジエンテ・ビジネスに利用するという個人情報の利用目的を十分に説明するとともに、適法かつ公正な手段によって取得してください。
- 4.18.2 個人情報をクレジエンテ・ビジネス以外の目的で利用することはできません。
- 4.18.3 個人情報の紛失、漏えい、不正アクセス等を防止し、個人情報を安全に管理するために必要な措置を講じなければなりません。またクレジエンテが個人情報の管理状況について調査をする場合には、この調査に協力します。
- 4.18.4 個人情報を、本人の同意なく第三者に開示・提供してはいけません。また、個人情報を他の人と共有することも、本人の同意を得ていなければ行えません。
- 4.18.5 個人情報の紛失、漏えい、不正アクセス等の事故が生じた場合には、直ちにクレジエンテに対して報告しなければなりません。

4.19 所得申告

クレジエンテ・ビジネスにより得た所得は、税法に従って毎年正しく申告しなければなりません。またクレジエンテから「申告書の写し」の提出を求められた場合には、2週間以内に必ず提出して下さい。クレジエンテが税務当局から会員のボーナス支払に関する情報提供を要請された場合は、クレジエンテは当該会員の同意なくしてその要請に応じることができないものとします。

4.20 サロン利用

銀座サロン及び各サロンの利用は、クレジエンテの製品の使用・販売を目的とする場合に限り、それ以外を目的とする利用は禁止します。またサロン利用の際は、別途定められる規約その他のルールに従わなければなりません。

5. セミナー開催

5.1 報告義務

セミナーを主催することやクレジエンテ商品またはクレジエンテ・ビジネスに関する販売促進物によって、利益を得ることはできません。セミナーに関する情報をクレジエンテから求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。

5.2 記録の禁止

クレジエンテが主催する各種セミナーの内容を録音・録画することを希望する場合、クレジエンテより事前に許可を得なければなりません。また、許可を得て録音・録画したものであっても、その利用方法は会員の個人的な目的に限ります。

なお、クレジエンテはそのミーティングで録画・録音した会員の映像や音声を当該会員の同意なくホームページ、イベント等において利用できるものとします。

5.3 開催について

主要なイベントは、すべて事前にクレジエンテに申請し、承認されなければ開催することができません。

5.3.1 セミナーの主催者は、参加者に対して、駐車場の有無をあらかじめ告知する等、適切な運営を心がけ、会場周辺に迷惑のかからないようにしなければなりません。また、終了後は後片付け等を速やかに行わなければなりません。

5.3.2 セミナーには、ビジネスにふさわしい服装で参加しなければなりません。

- 5.3.3 クレジェンテのセミナー等に人を誘う場合は、その内容がクレジェンテ・ビジネスの話であることを事前に説明しなければなりません。
- 5.3.4 深夜のセミナー等の開催により、参加者や会場周辺に迷惑をかけることがないようにしてください。

6. ビジネス活動と販売活動

6.1 不当な勧誘行為の禁止

クレジェンテ商品の販売をするため、またはビジネス活動をするときには、アポイントの時点で以下の内容を守って下さい。

- 6.1.1 アポイントのときから、クレジェンテの商品の販売、クレジェンテ・ビジネスの勧誘等、その目的を明確に伝えて下さい。
- 6.1.2 クレジェンテ以外の目的（例：料理教室、メイク教室、各種イベント・パーティー等）を伝えて誘った相手にクレジェンテ商品を勧めたり、ビジネス活動を行ったりすることはできません。また相手からの質問には率直さをもって、正直、誠実に答えて下さい。
- 6.1.3 系列上位など他の会員が同席するときには、その旨を事前に相手に伝えてください。

6.2 氏名の明示義務

商品の販売やビジネス活動の際は、必ず以下の内容を伝えなければなりません。

- ①氏名ならびにクレジェンテの会員であること。
- ②クレジェンテ商品の販売またはクレジェンテ・ビジネスの勧誘の目的であること。

6.3 重要事項の告知義務等

ビジネス活動にあたっては、以下の内容を守って下さい。

- 6.3.1 クレジェンテ・ビジネスの説明では、以下の重要な事実を十分に説明し、理解してもらってください。
 - ①努力しなければ収入を得ることができないこと。
 - ②仕入れ・在庫・販売等のノルマ・強要があってはならないこと。

- ③クレジエンテ・ビジネスは無理のない自己資金の範囲で行うべきものであり、商品を購入するために資金を借り入れること、あるいは他人に借入を勧めるようなことがあってはならないこと。
- ④クレジエンテ・ビジネスは誰に対しても独占的なビジネス活動の権利を与えるものではないこと。また、すべての会員はそのビジネス活動において活動地域の制限を受けないこと。
- ⑤会員は、クレジエンテやその関連企業と雇用関係を持つ従業員ではなく、独立した事業主であること。

6.3.2 クレジエンテ・ビジネスでの収入は努力に見合った報酬であることを正しく説明してください。事実と異なる表現、または誤ったビジネス方法の説明をしてはなりません。(例：努力しなくても収入がとれる、すぐに成功する、自分がフォローするのであなたは仕事をしなくてもよい、など)

6.4 商品販売・ビジネスにおける禁止行為

以下のような行為は禁止されています。

- 6.4.1 クレジエンテ商品の購入を強要したり、義務付けたりすること。
- 6.4.2 3.「会員登録」ならびに「クレジエンテ会員規範」に違反するような方の会員資格取得申請を手伝ったり、示唆したりすること。またそのような方に対し、営業活動をしたり、クレジエンテ・ビジネスに関するセミナーに参加させる等会員登録に関するビジネス活動を行うこと。
- 6.4.3 本人に無断で会員登録をしたり、クレジエンテから商品購入を行なったりすること。また本人以外の住所や電話番号で登録させること。
- 6.4.4 事実ではないことを告げること(例：「高収入がすぐに得られる」「すぐに儲かる」というような断定的な言い方をすること。
- 6.4.5 重要な事実を告げずに勧誘すること。
- 6.4.6 威迫したり困惑させたりすること。(例：「会員になってもらわなくては困る！」と声を荒げ、戸惑わせること。解約を申し出ている会員に、解約を拒否したり、解約できないかのような誤解を与えたりすること。クレジエンテ・ビジネスの仕入れのための借入を勧めたり、斡旋したりすること。)

- 6.4.7 迷惑を覚えさせるような行為をすること。(例：昼夜を問わずしつこく電話で勧誘する。)
- 6.4.8 相手の知識、判断力、経験や財産の状況に照らして不相当と思われる勧誘活動を行うこと。
- 6.4.9 愛用会員に、販売またはビジネス活動をさせること。
- 6.4.10 本来の紹介者以外の会員の下で登録することを勧める、もしくは強要すること。

7. クレジェンテの商標などの使用

7.1 禁止される行為

会員はクレジェンテの商号、商標などを無断で使用することはできません。以下のような行為は禁止されています。なお、この禁止規定は、退会後も効力を有するものとします。

- 7.1.1 クレジェンテの会社名、商標、商品名、著作物、印刷物、視聴覚資料などを無断で使用して、印刷物（書籍類、手帳、カタログ、パンフレット、チラシ、カレンダー等）、視聴覚資料（CD、DVD、MP3、カセットテープ、ビデオテープ等）webサイト（ホームページ、ブログ、動画サイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）ソフトウェア（アプリケーション、コンテンツ等）等の販売促進物、装身具（時計、アクセサリ等）、衣料品、文房具、家庭用品、その他の会員向け物品またはサービスを制作、販売、宣伝、譲渡または譲り受けること。クレジェンテ商品の映像を使用して販売促進活動に類似した行為をすること。クレジェンテの会社名、商標、商品名などまたはこれらと類似した名称を、商号、社名、商標、ドメインネームまたはメールアドレスとして登記、登録、商標登録あるいは使用すること。
- 7.1.2 クレジェンテ商品またはクレジェンテ・ビジネスに関する販売促進物を制作・使用・販売・提供・宣伝すること。ここでいう販売促進物とは、印刷物（書籍類、手帳、カタログ、パンフレット、チラシ、カレンダー等）、視聴覚資料（CD、DVD、MP3、カセットテープ、ビデオテープ等）webサイト（ホームページ、ブログ、動画サイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）ソフトウェア

(アプリケーション、コンテンツ等)等、クレジエンテ・ビジネスの販売促進を目的として使用されるその他の物品およびサービスを指します。

7.2 会員の名刺

会員が名刺を作成する場合は、クレジエンテ指定の形式の名刺を会社に注文し、使用してください。指定以外の名刺を使用することはできません。

8. 資格の承継

8.1 死亡および相続

会員が死亡した場合、その会員資格は、以下に定める規則、または規則に定めのない事項については相続に関する民法およびその他の法令に従って、相続または遺贈することができます。また、生前よりあらかじめ取決めをすることにより、死亡によって効力が発生するものとして、自らの子、または別の会員に譲渡することができます。ただし、相続、遺贈および死因贈与のいずれを選択した場合にも、会員はクレジエンテの承認を得なければなりません。なお、資格の相続・遺贈にかかる会員資格の承継手続きについては、会員の死亡日より90日以内に行わなければなりません。この期間内に所定の手続きが行われない場合は、その会員資格は死亡日から90日を経過した時点で失効するものとします。

8.1.1 会員資格は、被相続人の子、親または配偶者で、ビジネス活動をする資格を持つ受遺者または相続人に承継されます。なお、相続人に子、親または配偶者がいない場合は、その他法定相続人でビジネス活動をする資格をもつ相続人に承継されません。受遺者または相続人が会員としてビジネス活動をする資格が無い場合、その資格を得るまでの間、その会員資格はクレジエンテが管理します。相続人が2人以上いる場合、その会員資格を相続することになった相続人は、他の相続人からその相続についての同意書を取り付けクレジエンテに提出しなければなりません。受遺者が2人以上いる場合についても、同様の手続きが必要です。

8.1.2 会員は、満16歳以上の子と生前にあらかじめ、会員資格を譲渡する取決めを行うことができ、その会員の死亡により効力が発生します。

8.1.3 会員は、別の会員と生前にあらかじめ取決めすることにより、その別の会員を受遺者として申請することができます。死亡により効力が発生し、贈与者の会員資格を譲渡することができます。

8.1.4 相続、遺贈および死因贈与の詳細ならびにその他の資格の承継につきましては、

事前にクレジエンテにご相談ください。

9. ビジネス活動の確認

9.1 クレジエンテによるビジネス内容の確認

会員が関係法令、「クレジエンテ 行動規範・行動規準」、その他の諸規則に違反している、またはその可能性があるとき、クレジエンテは書面による質問、回答、文書および証拠の検討を通じて、その事実について調査、確認を行うことができます。

10. 違反に係る措置

10.1 制裁措置

「概要書面」、「契約書面」、「会員規範」、「会員規約」、「クレジエンテ 行動規範・行動規準」の各規則に違反した場合、クレジエンテは、諸般の事情を考慮した上で、違反した会員に以下のいずれか1つ、もしくは複数の処分を科すことがあります。クレジエンテが決定した措置は、違反した会員へ文書で通知し、系列上位会員へその写しを送ります。通知文書には、違反内容と該当の規則、決定した措置内容と措置開始日、措置に期限がある場合には措置終了日が記載されます。

- ① 注意・警告処分
- ② 再教育処分
- ③ ボーナスの支払停止、既払いボーナスの返還
- ④ 失格認定、商号、特典（インセンティブ、セミナー、認定証、ピン、楯等）の取消・返還
- ⑤ ビジネス活動（全部または一部）の停止
- ⑥ グループ剥奪処分
- ⑦ 退会処分

11. 退会後の処分

11.1

会員が退会、またはクレジエンテにより会員契約を解除された場合には、原則としてその会員が紹介したすべての会員は直近上位に移行することになります。ただし、クレジエンテが必要と判断した場合には、クレジエンテが直接管理します。

12. 知的財産権の尊重

会員は、著作権をはじめとする他人の知的財産権を尊重しなければなりません。とくに、コンピューターのソフトウェアや出版物を違法にコピーしてはなりません。インターネットの情報も、それをダウンロードする時、著作権に関する条項を確認する必要があります。また適切な許諾・許可なくして、または関連する法によって特に使用が認められているものではない限り、他人の知的財産をクレジエンテ・ビジネスに関連して使用しないでください。例えば、適切な許諾なく以下を行うことはできません。

- ①ミーティングまたはイベントで動画を再生する事。
- ②音楽を加えた動画を再生する事。動画のスライドショーも含まれます。
- ③ソーシャルネットワーク、ウェブサイト、ブログ、またはインターネットのその他の媒体に動画をアップロードする事こと。
- ④他社または個人の商標を使用すること。
- ⑤有名人もしくは他の個人の画像、名前、肖像、その他の個人の個人データを本人の事前の同意なく使用すること。
- ⑥インターネットまたはその他の場所で見つけた素材または著作物（ビデオ、音楽、写真、文学的著作物、講義またはスピーチを含むが、これらに限定されない）をコピー、アップロード、または使用すること。

13. ソーシャルメディアの利用に関する行動指針

はじめに

インターネットや携帯電話の普及に伴い、一人一人の消費者が社会に向けて自ら直接情報発信を行うことが可能になる中で、クレジエンテに携わるすべての関係者は、自分たちひとりひとりがクレジエンテの価値や魅力を正しく伝える役割を担っていることを改めて認識するとともに、インターネットの影響力の大きさを十分に理解することが求められています。本指針は、今後ますます活用されると考えられるソーシャルメディアに関して会員に理解を深めていただくための手引きとして、作成されたものです。

13.1 ソーシャルメディアの活用について

すべての会員が、ソーシャルメディアをクレジエンテ・ビジネスに活用し、グループの方々とコミュニケーションすることができます。クレジエンテはソーシャルメディアを利

用して、ブランドの認知度、好感度の向上を図ることで、クレジエンテへのポジティブな関心を持たせることを目指しています。会員の皆さんも、責任を持ち、適切かつ誠実な方法でソーシャルメディアを利用してください。

13.2 基本方針

13.2.1 本指針は、すべての会員にソーシャルメディアの正しい利用を促進し、クレジエンテ・ビジネスにおける有効活用をサポートするための指針です。

13.2.2 本ポリシーは、「クレジエンテ 行動規範・行動規準」等、現行のすべての規則と一致するものです。

13.2.3 会員は、本指針はもとより、参加する各ソーシャルメディアで定められている利用規約に従わなければなりません。媒体によってはビジネスでの使用を禁止、または広告の掲載を制限している場合があります。

13.3 行動規準を守る

会員は、「クレジエンテ 行動規範・行動規準」に従い、常に他の会員とクレジエンテの評判を守ることが求められます。

13.3.1 クレジエンテの承諾なしに、クレジエンテのロゴおよび商品の画像をソーシャルメディア上で使用することはできません。

13.3.2 プロフィールの名前、アカウント、ドメインネーム、ページのタイトルにクレジエンテの商標、商号および商品名とそれに類似した名称を使用することを禁止します。クレジエンテに関連してソーシャルメディアを使用する際には自分の名前を使用してください。また、プロフィールにクレジエンテとの関係を記載する際には、雇用関係にあると誤解を与えないように「会員」と書いて下さい。

13.3.3 誰もが閲覧可能なソーシャルメディア上の環境での勧誘につながる行為は禁止されています。勧誘の際には、必ずアポイントをとって相手の方と直接会い、クレジエンテ・ビジネスについて十分説明してください。またパーティーなどのイベントやクレジエンテ以外の目的をうたって人々の関心を集め、勧誘することも禁止されています。ビジネスに関連した話をする際には、事前に自分がクレジエンテの会員であることを明らかにしてください。

13.3.4 多くのソーシャルメディア・サイトでは、プライバシー設定を行うことで写真、

プロフィール、情報を閲覧できる人、およびフォローできる人をあなた自身がコントロールできるようになっています。クレジエンテでは、会員、友人、家族だけがあなたの情報を閲覧できるように設定を行うことを推奨しています。

- 13.3.5 あなたが運営するソーシャルメディアにおいて、プライベートの利用とクレジエンテ・ビジネスでの利用を使いわけて下さい。個人的な利用に際してプライバシー設定するかどうかはあなたの自由ですが、クレジエンテ・ビジネスの勧誘や商品販売と結びつく情報を掲載する時には、広告としての法規制の対象となるため、閲覧者を限定するか、メールやメッセージなどの個人間のダイレクトなコミュニケーション機能を利用して行わなければなりません。

13.4 プライバシー設定が必要な情報

誰もが閲覧できる環境で、以下のクレジエンテ・ビジネスの勧誘や商品販売に結びつくような情報を掲載することはできません。

- ・プランに関する情報や映像
- ・勧誘に関する情報や映像および使用
- ・収入に関する情報や映像（ライフスタイル含む）
- ・ミーティング、イベント、ラリーなどの情報や映像
- ・クレジエンテの商品やサービスに関する情報や映像
- ・その他のクレジエンテ・ビジネス全般に関する勧誘や商品販売を目的とした情報

13.5 ネガティブコメントへの対応

- ・あなたが運営しているサイトへのネガティブコメントへの対処

あなたが閲覧者を限定して、ソーシャルメディアをクレジエンテ・ビジネスに利用している限り、悪質なユーザーからの不適切で根拠のないコメントが書き込まれる心配はありませんが、万が一そのような書き込みがされた場合、速やかに削除をしてコメントに回答する必要はありません。ネガティブな書き込みにコメントを返信していくと、その書き込み自体が皆の注目を集め逆効果となります。

- ・第三者が運営するwebサイトのクレジエンテに関するネガティブコメントへの対応
- クレジエンテ・ビジネスに関するネガティブなコメントや誤った情報をサイト上で見つけた場合は、独自に対応せず静観してください。

13.6 個人情報の開示

あなたが取得した会員の個人情報を、本人の同意なくソーシャルメディア上に開示・提供してはいけません。また、他の会員と共有することも、本人の同意を得ていなければ行ってはいけません。

13.7 透明性、信憑性を保ち、誠実であること

クレジエンテの会員として常に誠実かつ正確であるように心がけてください。オンラインに掲載された情報は長期間にわたってそこに残り、リンクが張られたり、コピーされたりすることによってすぐに広範囲に広がります。そして人に誤解を与えたり、間違っって伝わったりすると、あなただけでなくクレジエンテの評判にも傷がついてしまいます。ビジネスのことについてコメントする場合は、自分がクレジエンテの会員であることを明らかにしてください。プロフィールの中で、自分が会員であると紹介したり、クレジエンテについてコメントしたりするときにあらかじめ触れておくことで誤解を招きません。

13.8 他人の経験や意見を尊重する

オンラインでは誰でも、自身が経験したことを自由にありのまま話すことができるということを常に忘れないでください。どのような場合でも他人の経験や意見を尊重しましょう。クレジエンテの会員が、誠実で礼儀正しく友好的であることを、あなたがソーシャルメディア上の行動を通して一般の人に示してください。

13.9 不特定多数への広告活動の禁止

プライバシー設定や閲覧者制限をしていない環境、web上で公開されているディスカッション・ボード、フォーラム、その他の公共の場を、あなたの個人的なビジネスに利用することは、不特定多数への勧誘行為となります。そのような行為は、「クレジエンテ 会員規約」で禁止されているとともに、会員やクレジエンテの評判を悪くして、一般の人へのクレジエンテへの興味を失わせる結果となりますので行わないでください。

13.10 評判を守る

評判は、会員やクレジエンテにとって大切な財産です。本指針にそってソーシャルメディアを利用する限り、あなたとあなたのグループ、そしてクレジエンテの評判は守られます。ソーシャルメディアはあくまでも、公園や駅などと同じ公共の場であることを忘れないでください。そのうえで正しく利用すれば、きっとこれからクレジエンテ・ビジネスに欠かせない大切なビジネスツールになることでしょう。